

「IAJapan 技能試験に関する方針（URP24）」の改正要旨

平成 25 年 4 月 8 日

IAJapan 技術管理グループ

1. 改正理由

用語「測定監査」の定義を見直すと共に、製品認証機関の試験所を適用範囲から削除するための改正を行う。

JCSS について、IAJapan が提供する JCSS 測定監査は限定的であることを明確にするため、技能試験の代替手法に関する規定及び注記について見直すための改正を行う。

JNLA について、平成 24 年 8 月の技能試験要求事項説明会の内容を反映するため、技能試験及びその代替手法に関する規定及び注記について見直すための改正を行う。

2. 主な改正内容

- ◆製品認証機関の試験所を適用範囲から削除する。【2 項】
- ◆国際規格に対応する標準仕様書（TS 0032（VIM3））を追加すると共に、ASNITE 試験事業者（環境等）認定の一般要求事項（ENRP21）及び ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項（PCRP21）を削除する。【3 項】
- ◆用語「測定監査」の定義について、ISO/IEC 17043:2010 附属書 A（参考）A.2 e)を参考に見直す。【4 項】
- ◆JCSS について、IAJapan が提供する JCSS 測定監査は限定的であることを明確にするため、技能試験の代替手法に関する規定及び注記について見直す。【7.2 項】
- ◆JNLA について、平成 24 年 8 月の技能試験要求事項説明会の内容を反映するため、技能試験及びその代替手法に関する規定及び注記について見直す。【7.3 項】
- ◆ASNITE について、製品認証機関の試験所に関する記述を削除すると共に、技能試験の代替手法に関する注記について見直す。【7.4 項】
- ◆技能試験の代替手法の合意について、審査チームリーダーだけではなく、JNLA チーム長などのプログラムマネージャーとも合意できることを明記すると共に、JCSS において代替手法を活用するための留意事項について注記で記述する。【8 項】
- ◆技能試験提供者の一覧（附属書 D（参考））の基準日の記述を見直す。【9.1 項】
- ◆B.1 項の事例の日付などを見直す。【附属書 B（参考）】
- ◆JCSS 及び ASNITE の技能試験の代替手法の合意事例を追加する。【附属書 C（参考）】
- ◆技能試験提供者の一覧の情報を更新する。【附属書 D（参考）】

3. 施行期日

平成 25 年 5 月 2 日付け施行を予定。

以 上